

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
1	条例名称	「手話はいのち！」は条例の意図が分かりにくくなるため、無くすか、「手話は言語、言語は命。」とした方がよいと感じます。条例名に「！」の使用はなじまないと感じます。	ろう者の方が生活していく中で、手話はいのちと同じくらい大切なものであり、ろう者以外の方にも広く認識していただきたいという強い思いを表現するため感嘆符「！」を用い、条例名称は「手話はいのち！周南市手話言語条例」としております。 今後、手話に関する施策を実施していく中で、「手話は、ろう者にとって「いのち」であり、不可欠な言語」であることを分かりやすく説明していきたいと考えています。 原文のとおりとします。
2	条例名称	渋川市手話言語条例に『手話は、ろう者のいのち』と記載があり、「手話はいのち！」でなく「手話は、ろう者のいのち！」が正しい表現だと、私は思っています。「手話はいのち！」を条例の頭に付けるなら、「手話はいのち！」という市の熱い思いや、ろう者にとってなぜ「手話はいのち！」なのかを、ていねいにわかり易く条例の中で説明してください。説明できれば、条例のタイトルは「手話は、ろう者のいのち！周南市手話言語条例」に、条例の内容を変えられないのであれば、「周南市手話言語条例」にされた方が良く、提案いたします。	
3	前文	「手話は、ろう者にとって「いのち」であり、不可欠な言語です。」 修正案 「手話は、ろう者にとって不可欠な言語です。」 「手話は、ろう者にとって不可欠な言語であり、「いのち」です。」 …手話＝「いのち」と直結させるのは世間一般では分かりにくいと感じます。	手話はろう者の方にとって、いのちと同じくらい大切なものであり、不可欠な言語であるということ、今後、手話に対する理解の促進や手話の普及を図っていく中で、広く認識していただけるよう取り組んでまいります。 原文のとおりとします。
4	前文	「手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、」…「手話は言語」が主題の条例で、わざわざ「日本語と異なる言語」と言及/明示する必要は無いと考えます。当文面は削除すべきと考えます。 前述文面が当「条例（案）」に入った経緯を明示願います。	市民の方に身近な音声言語としてイメージしやすいよう「日本語」と表し、手話が音声言語ではなく視覚的な言語であることを明示する意図で、「音声言語である日本語と異なる言語であり」と表現しましたが、音声言語は日本語のみではないことから、ご指摘を踏まえ、日本語に係る文言は削除します。
5	前文	前文に、「今までの行政（当市）の手話に対する無策不作為に対する自戒の念」の表記があってしかるべきでは、と感じます。	市では、これまで手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成事業等を実施してまいりましたが、本条例の制定を機に、手話の理解促進や普及を図るための施策を推進し、ろう者とろう者以外の方が共生することができる地域社会の実現を目指してまいります。 原文のとおりとします。

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
6	前文	<p>「石垣市手話言語条例」では石垣市におけるろう学校の歴史、聴覚障害児が育った環境についての記載がありました。私が、手話を学んでいた40年位前若いろいろ者の方から年配のろう者の方まで、ろう学校で手話が使われていないことに強い不安や不満を表明されていました。このような手話に関する不安や不便などを石垣市のように条例（案）に記載できないのでしょうか。</p>	<p>本条例（案）では、前文にて、手話が言語として認められない時代があったこと等から、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきたことに触れ、手話を言語として認識し、条例を制定することの意義や目的などを記載しています。ご意見いただいた詳しい歴史的背景等については、手話やろう者の方に対する理解促進に向けた取り組みの中で、周知に努めてまいります。 原文のとおりとします。</p>
7	前文	<p>「手話は、ろう者のいのち！」を条例の頭につけるのであれば、前文に、日本のろう教育における口話法の使用、ろう学校で手話の使用が事実上禁止された時期があったこと、手話が言語として位置付けられたこと等の詳しい手話の歴史的背景を記載してください。「手話は、ろう者のいのち！」であるなら、手話の歴史的背景の記載は条例に必須で、ある程度 詳しく記載すべきと考えています。 「手話」はろう者の方々の中で日常的に使用されたコミュニケーション手段であり、大切に守られてきた、という歴史的背景を記載すれば、市民に方々にも「手話は、ろう者のいのち！」ということへの理解が進むものと、私は考えています。</p>	
8	前文	<p>生まれながらに耳の聞こえない人は、手話を学び、視覚言語である手話で思考しているということと、条例（案）前文の「ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話」とは、少し違うと感じています。ろう者は視覚言語である手話で思考していることを、条例（案）に記載していただけないでしょうか。</p>	<p>本条例（案）の策定に当たっては、当事者団体や関係団体等によるワーキンググループにて協議し、手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の方にとって、物事を考え、コミュニケーションを図るために必要な言語であると表現しております。 原文のとおりとします。</p>
9	（施策の推進）第6条	<p>条文の変更をご検討ください。 第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画において、手話言語の理解及び普及 並びに手話言語の使用しやすい環境の整備のために必要な施策を定め、これらを総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>	<p>周南市障害者計画は本市の障害者のための施策に関する基本的な計画であり、周南市障害福祉計画はその具体的な実行計画として障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要な量の見込みについて定めるものです。手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に幅広く取り組んでいくため、個別の計画を明記して定めることは考えておりませんが、今後の計画策定時には本条例の基本理念を反映してまいります。 原文のとおりとします。</p>

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
10	（財政措置）第7条	第7条の修正案 「第7条 市は、第6条に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。」…施策内容を第6条に明示したのであれば、第6条で明示した施策について財政措置を講じるべきです。又、「努める」＝努力する≡努力したけれどダメでも許される、と取れる表現は排除すべきです。	市は現在、手話通訳者の派遣、手話奉仕員の養成事業、学校等を対象とした出前講座等を実施しておりますが、その他の具体的な施策については、今後検討してまいります。また、市は、必要な施策を推進する責務を有することとしており、原文のとおりとします。
11	その他 （役割に関するもの）	（市の責務）（市民の役割）があるのならば、（企業団体の役割）も明示すべきと感じます。	企業や団体等の事業者の役割に関しては山口県手話言語条例において、雇用するろう者が手話を使用して働くことができる環境の整備や、ろう者へのサービス提供時における必要かつ合理的配慮について明記されております。本市においても、条例（案）に明記はしておりませんが、施策の対象として事業者への手話に対する理解の促進及び普及を図ってまいります。原文のとおりとします。
12	その他 （役割に関するもの）	条例への記載をご検討ください。 （事業者の役割） 第 条 事業者は、その雇用するろう者が手話を使用して働くことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。 2 事業者は、ろう者にサービスを提供するときは、手話の使用について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。 3 事業者は、市や山口県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。	原文のとおりとします。
13	その他 （役割に関するもの）	条例への記載をご検討ください。 （ろう者団体及び手話関係者団体の役割） 第 条 ろう者団体及び手話関係者団体は、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるとともに、市や山口県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。	ろう者及び手話関係者の役割に関しては山口県手話言語条例において、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むこと及び施策への協力について明記されております。本市においては、第6条第2項に定める「ろう者その他の関係者の協議の場」を活用し、関係団体とも連携しながら施策を推進してまいります。原文のとおりとします。
14	その他 （役割に関するもの）	条例への記載をご検討ください。 （学校の役割） 第 条 学校は、きこえる児童・生徒をも含めた手話言語の学習機会を設けるよう努めるものとする。	第6条第4号にて、学校だけでなく、生涯学習を含む様々な「教育の場」における手話への理解促進のための施策を推進していくこととしております。原文のとおりとします。
15	その他 （役割に関するもの）	条例への記載をご検討ください。 （地区コミュニティの役割） 第 条 地区コミュニティは、基本理念に基づき、手話への理解を深め、地域の人々と心を通わせながら地域の絆を築き、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。	第5条（市民の役割）では市民は「地域において手話を使用しやすい環境の構築に努める」としており、市内の各地区で活動されておられるコミュニティ組織を含めた意味合いとしております。原文のとおりとします。

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
16	その他 （役割に関するもの）	<p>条例への記載をご確認ください。 （連携及び協働）</p> <p>第 条 市、市民、事業者、ろう者団体及び手話関係者団体、学校及び地区コミュニティは、相互に連携を図りながら協働し、手話言語の理解と普及 及び利用の促進に努めるものとする。</p>	<p>本条例は、ろう者とうろう者以外の方が共生することのできる地域社会の実現を目指すものであり、そのためには施策の推進において様々な主体が連携することが望ましいと考えております。今後、施策の推進において、関係者等との連携に努めてまいります。 原文のとおりとします。</p>
17	その他 （施策に関するもの）	<p>条例への記載をご確認ください。 （中途失聴者、難聴者等への支援）</p> <p>第 条 市は、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第6条（施策の推進）では、手話の習得の機会の確保を図るための施策を推進するものとしております。 手話を必要とする方に対する具体的な支援については、施策の中で検討してまいります。 原文のとおりとします。</p>
18	その他 （施策に関するもの）	<p>条例への記載をご確認ください。 （手話を使用した情報発信）</p> <p>第 条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう手話を用いた情報発信に努めるものとする。</p>	<p>本条例は、手話が言語であると認識し、その普及と習得の機会の確保を図るために制定するものであり、障害特性に応じた情報発信などの行政情報のアクセシビリティの向上については、市の施策において充実を図ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 原文のとおりとします。</p>
19	その他 （施策に関するもの）	<p>条例への記載をご確認ください。 （手話通訳者等の確保、養成等）</p> <p>第 条 市は、ろう者の意思疎通に係る機会を確保し、及び手話通訳者の負担を軽減し健康の維持を図るため、ろう者団体及び手話関係者団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保及び養成並びに手話に関する技術の向上に努めるものとする。</p>	<p>ろう者の方の意思疎通の機会の確保や手話通訳者の方への負担軽減の配慮は必要であると考えており、施策の推進として、第6条第3号にて、手話通訳者の確保及び養成を図ることとしております。具体的な内容は今後、ろう者や手話関係者の方々のご意見を伺いながら検討してまいります。 原文のとおりとします。</p>
20	その他 （施策に関するもの）	<p>条例への記載をご確認ください。 （災害時の対応）</p> <p>第 条 市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、必要な情報を迅速かつ確実に得ることができるよう情報の提供並びに情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>本条例は、手話が言語であると認識し、その普及と習得の機会の確保を図るために制定するものであり、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援については、市の施策において充実を図ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。なお、市では手話通訳者、要約筆記者による支援団体と災害時の応援協定を結んでおり、避難所において手話通訳等を必要とする方への支援に取り組んでおります。 原文のとおりとします。</p>

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
21	その他 （施策に関するもの）	<p>条例への記載をご検討ください。 （医療機関における手話の啓発）</p> <p>第 1 条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、医療機関において聴覚障害の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>事業者の役割に関しては山口県手話言語条例において、ろう者へのサービス提供時における必要かつ合理的配慮及び施策への協力等が明記されており、事業者に対しては、施策の対象として手話への理解促進及び普及を図ってまいります。本条例において特定の業種を個別に明記することは考えておりませんが、聴覚に障害のある方への支援において、成長過程を含め医療機関とは幅広い連携が必要であると認識しているところであり、具体的な取組についてはろう者その他関係者との協議の場で、ご意見を伺いながら検討してまいります。いただいたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。原文のとおりとします。</p>
22	その他 （施策に関するもの）	<p>条例への記載をご検討ください。 （手話施策推進会議）</p> <p>第 1 条 手話に関する施策の推進状況について検証するため、手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>2 推進会議の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。</p>	<p>施策を検証する場合は必要と考えており、今後、ろう者その他の関係者との協議の場でご意見を伺いながら検討してまいります。原文のとおりとします。</p>
23	その他 （全般）	<p>条例（案）に記載されている「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」を読むと「手話言語条例」だけでなく「情報・コミュニケーション条例」の制定が必要です。障害者の意思疎通を図る手段には、障害の特性に応じて、音声言語をはじめ、文字、点字、手話、触覚による意思伝達など多様な選択肢があり、生活のあらゆる場面で、選択の機会の確保及び拡大を図るとともに、障害の特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を行う責務があります。各地の条例では「手話言語及び障害者の情報・コミュニケーション条例」といった形、「手話言語条例」と「情報・コミュニケーション条例」の両方を制定、「情報・コミュニケーション条例」だけを制定されているところもあります。「情報・コミュニケーション条例」の制定について、市のお考えをお教えてください。</p>	<p>情報・コミュニケーション条例は、情報へのアクセスとコミュニケーション手段の保障を目的とするものと考えております。</p> <p>本条例（案）の策定に当たり、当事者団体、関係団体によるワーキンググループ及び周南市地域自立支援協議会（一般公募による市民、関係団体、学識経験者等で構成）にて情報・コミュニケーション条例についての検討を行いました。本市においては、第一義的に、手話が言語であることの理解を促進し、手話を使用しやすい環境を整備することが必要であると考え、手話言語条例の制定を目指すものです。</p> <p>障害の特性に応じた円滑な意思疎通支援として、要約筆記や点字等その他のコミュニケーション手段も重要であり、これらについては市の施策において充実を図ってまいります。</p>
24	その他 （全般）	<p>「手話は、ろう者のいのち！」であるならば、「山口県手話言語条例にある（手話の習得の機会の確保）第 11 条 県は、聴覚障害者が、乳幼児期から その発達段階に応じ、その家族と共に手話を習得することができる環境の整備に努める。」と同等の主旨を条文に、さらに前文には「きこえない・きこえにくい子どもが乳幼児期から手話を身に着け、保護者や家族も子どもとの自然なコミュニケーションのために手話を学び、手話による家庭内での意思疎通が円滑に行われ、さらに子どもたちは成長の過程で思考力や表現力を身に付け、豊かな人間性をはぐくめるように市は環境整備に努める。」という主旨を記載してください。</p>	<p>本条例は、手話を言語として認識し、地域において手話を使用しやすい環境を整備することで、ろう者とろう者以外の共生することのできる地域社会の実現を目指しています。また、第 6 条で施策の推進については「手話の習得の機会の確保」を含めて列挙しています。</p> <p>条例の構成上、「手話の習得の機会の確保」を独立させて条建てすること及び、乳幼児期からの手話の習得に関する記述を前文に記載することは考えておりませんが、施策の推進に当たって、聴覚障害者とその保護者が、乳幼児期から手話を習得する機会の確保についても協議してまいります。原文のとおりとします。</p>

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
25	その他 （手話に関する考え方）	手話は、内容が100%正しく相手に伝わらない場合があると聴きます。NHKの手話ニュースでも、正しくろう者に伝わっていない場合があったと聴いたことが、あります。市の見解や対策をお教えます。	手話は言語であり、地域によって様々な表現があると認識しております。このことについても、手話の理解促進を図っていく中で、広く認識がされるよう努めてまいります。
26	その他 （手話に関する考え方）	ろう児・者が同居の家族にいないが、週1回の手話教室には参加している。手話教室以外では手話を使うことがない場合、その方の熱意や能力にもよるのでしょうか、平均的にみて手話で会話できるようになるのに、どの位の月日がかかるのでしょうか。	手話の習得に係る時間については、手話を使用する環境や習得への努力等により個人間で異なってくるものと認識しております。なお、市では、厚生労働省が定める手話奉仕員養成カリキュラムに沿って、全講座70時間の手話奉仕員養成講座を開講しております。
27	その他 （手話に関する考え方）	手話ができない聴覚障害の方との意思疎通は、「誰にでも使える・使い方が簡単・必要な情報がすぐにわかる・正確である」といった観点から「筆談」が、有効であると考えています。ろう者と手話のできない人の意思疎通は、「筆談」にならざるを得ないと思っています。ろう者の方々への支援において、「手話」と「筆談」の役割分担について、市は、どのようにお考えでしょうか。	聴覚に障害のある方との意思疎通には、手話、筆談等の多様なコミュニケーション手段があると認識しております。意思疎通の支援においては、ろう者の方が希望し、それぞれに適したコミュニケーションの方法を用いることが望ましいと考えております。
28	その他 （意見募集の実施方法）	当案件、条例案2ページの案件ですが、意見作成のためには、他自治体の条例内容も確認すべきと考えます。 （一般社団法人 全日本ろうあ連盟ホームページによれば手話言語条例成立自治体：29道府県/13区/257市/52町/1村 計352自治体（2020年7月3日現在）との事です。） その様な意見募集を、1ヶ月の期間設定は短いと考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。 （市のパブリック・コメントに関する条例（周南市市民参画条例）では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。）	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出（募集）期間は、公表の日から原則として1箇月となっております。本条例（案）においても、その内容及び分量から1箇月が適当と判断いたしました。
29	その他 （意見募集の実施方法）	市民=主権者からの、期間不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。（「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。）	

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
30	その他 （意見募集の実施方法）	今回は以下事例に当てはまらない点多いと思いますが、パブリックコメント（意見募集）については、 ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 と言った対応を常時実施願います。（必要であれば条例修正等実施願います。）	パブリック・コメントの案件や実施件数等によっては、時期が年末年始にかかったり、複数案件が時期や期間を重複して実施される場合があります。 案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めてまいります。
31	その他 （意見募集の実施方法）	今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント（県民意見募集）の記述が1回だけ（市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能なはずです）の理由を明示願います。	市広報紙では限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要があることから、原則、一度のみの掲載としています。 例外として、市民の生命や財産また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。 本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。
32	その他 （意見募集の実施方法）	市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。実施できないのであればその理由を明示の上、是正（規則・条例等の修正等）実施をお願い致します。	
33	その他 （意見募集の実施方法）	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内）。（市広報誌には当該パブリックコメント（県民意見募集）の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。）	市広報6月15日号（9ページ）「パブリック・コメント」の実施記事（紙面1/4ページ）の中で、案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載いたしました。 新聞等への広告掲載はしておりません。
34	その他 （意見募集の実施方法）	意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント（意見募集）の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。（「意見募集の結果（人数・件数）の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」（充分・不充分）の判断を明示願います。）	パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び障害者支援課で本条例（案）の閲覧を行いました。 周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法（条例に定める2以上の方法）により公表しており、適切に実施したものと認識しております。
35	その他 （意見募集の実施方法）	当件の内容は専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。	本条例（案）の策定に当たっては、当事者団体、関係団体によるワーキンググループにて協議し、周南市地域自立支援協議会（一般公募による市民、関係団体、学識経験者等で構成）委員からご意見をいただきました。

手話はいのち！周南市手話言語条例（案）に対する意見の要旨と意見に対する市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え（回答案）
36	その他 （意見募集の実施方法）	パブリックコメント/意見募集の際には、意見を求める施策等（案）の作成過程も明示すべきと考えます。 今回の意見募集について今から追加対応は困難と考えます（本来であれば資料提示再意見募集実施すべきと考えます）が、次回以降のパブリックコメント/意見募集での対応を宜しく御願い致します。	本条例（案）の策定に当たっては、当事者団体、関係団体によるワーキンググループ会議にて協議（5回）し、周南市地域自立支援協議会にて協議内容を報告及び意見聴取を実施（3回）いたしました。 今後、パブリック・コメントを実施する際は、必要と思われる資料の掲示に努めてまいります。
37	その他 （意見募集の実施方法）	市のホームページで、手話による意見の募集や手話による意見の提出ができるようになっていれば、素晴らしかったのに、と残念に思っています。障害者の権利条約は世界中の障害当事者が参加して作成された、と聴いております。	本条例（案）の策定過程におけるワーキンググループでの協議の中で、当事者団体、関係団体を通してご意見をいただいていると認識しております。また、本条例（案）のパブリック・コメント実施要項において、文書での意見提出が困難な場合には、意見募集も含めご事情に応じた方法で対応できるよう、お問い合わせいただくように記載したところであります。いただいたご意見は、今後、パブリック・コメントを実施する際に参考とさせていただきます。
38	その他 （意見募集の実施方法）	パブリックコメントで、「手話」による意見募集や「手話」による意見提出を行っていないのは、「手話は言語である。」という思想に反していると思われまます。筋を通す意味で、文字によるパブリックコメントは、終了するとしても、市のホームページを使って、「手話」による意見募集や「手話」による意見提出を、7月17日以降で、行うことはできないでしょうか。	本条例（案）に対してのパブリック・コメントの意見（募集）提出期間は終了しているため、再度の実施は予定しておりませんが、策定過程におけるワーキンググループでの協議の中で、当事者団体、関係団体を通してご意見をいただいていると認識しております。 なお、施策の推進に当たっては「ろう者その他の関係者と協議の場」で、様々なご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。
39	その他	附則 …年（度）表記は、後々年次把握がし易いように全て元号西暦併記あるいは西暦表記に統一頂けましたら幸いです。	国の法令は元号表記を採用しており、周南市条例においても元号表記を採用しております。 なお、本条例の施行日は「公布の日」に修正いたします。